

議会基本条例に基づく「議会報告会」の開催を求める請願書

2017年2月21日

明石市議会

議長 深山 昌明 様

請願者 政策提言市民団体 市民自治あかし

請願の趣旨

明石市議会は、議会基本条例で「市民に開かれた議会」を推進するために、市民に対し積極的に「情報を発信し、情報の共有を推進する」とともに、「説明責任を十分に果たさなければならない」（第4条1項）と定めています。また、議会は「市民との意見交換の場を多様に設け、市民が議会の活動に参加できるような方策を講じるものとする」（同条4項）とも規定しています。その手段として「市民と議員が自由に意見および情報を交換する議会報告会を行う」（第6条）と定めています。

市議会は議会基本条例づくりに取り組んでいる2011年度、2012年度に試行的に議会報告会を開催されました。ところが、基本条例が施行された初年度の2014年度は常任委員会単位で、テーマを定め、特定の団体と意見交換を行う「議会報告会」が実施されました。特定の団体との意見交換は常任委員会本来の調査活動であり、常任委員会の日常的な活動として積極的に行うべきだと考えます。特定団体との議会報告会では、傍聴の市民が意見を発言しにくく、自由に意見及び情報を交換する議会報告会とはいえないのではないのでしょうか。

2015年春に改選された清新な議会では条例に基づいた議会報告会が開催されるものと期待しましたが、この年度も4つの常任委員会がそれぞれ1回、特定団体の関係者に限定し特定のテーマで意見交換が行われ、2016年2月に「75名」という定員枠を限定した「議会報告会」が開かれましたが、4つの常任委員会の意見交換会の内容を報告し、12月議会で否決された住民投票条例についての報告が中心でした。傍聴の市民から「市民と議員が自由に意見および情報を交換するには時間が短い」「市内4～5か所で開催してほしい」との意見が出されました。

ところが、今年度は特定団体との常任委員会の意見交換会が各1回開かれただけで、不特定多数の市民が自由に参加し、市民と議員が自由に意見および情報を交換するという「議会報告会」は開かれませんでした。

2017年度はこうした状態が続くことがないように、市民に開かれた議会を担保する議会報告会を、議会基本条例に掲げた趣旨に沿って実施していただきますよう、請願します。

請願の項目

1. 議会基本条例第6条に基づく議会報告会は、この条例の目的と原則に沿うよう、希望する市民が誰でも参加し、市民と議員が自由に意見および情報を交換できる会合として実施してください。
2. 議会報告会は少なくとも年2回以上開催し、市民の多くが参加できるように、開催場所や時間も工夫してください。

以上